

参考資料 5 用語集

SPC（特別目的会社）

SPC（Special Purpose Company）は特別目的会社ともいわれ、プロジェクトファイナンスにおいては、特定のプロジェクトから生み出されるキャッシュフローを親会社の信用とは切り離す事がポイントであるが、その独立性を法人格的に担保すべく、単一事業会社として設立されるケースが多い。PFIにおいては、PFI事業を目的とするSPCが民間事業者により設立されることが多い。

各種PFIガイドライン

国がPFI事業を実施する上での実務上の指針の一つとして、PFI事業の実施に関する一連の手続について、その流れを概説するとともに、それぞれの手続における留意点を示すもの。内閣府がとりまとめており、「PFI事業実施プロセスに関するガイドライン」、「PFI事業におけるリスク分担等に関するガイドライン」、「VFM（Value For Money）に関するガイドライン」、「契約に関するガイドライン—PFI事業契約における留意事項について—」、「モニタリングに関するガイドライン」の5つのガイドラインが策定されている。

また、各地方公共団体において公共施設等の整備・改修等を実施するために取り入れられる多様な取組手法の1つとして、PFI事業を推進するため、内閣府において「PFI事業導入の手引き」が策定されている。

キャッシュフロー

キャッシュフローとは資金の流れもしくはその結果としての資金の増減を指し、資金の流入（キャッシュ・イン）と、資金の流出（キャッシュ・アウト）から実際の資金の動きを捉えるもの。

性能発注方式

発注者が求めるサービス水準を明らかにし、満たすべき水準の詳細を規定した発注方式のこと。施設の仕様について詳細に規定するのではなく「〇〇という条件を満たす施設」という規定になるので、受託者が構造や材料、維持管理の方法等について要求水準を満たす枠内で自由に提案することが可能である。

総合評価競争入札方式

総合評価競争入札方式は、入札における落札者の決定において、価格とその他要因を総合的に判断するものであり、通常、価格と応募者の提案内容を点数化し、点数が最高の応募者を選定する。価格以外の技術能力等が考慮される点で、通常の入札と異なる。

DBO (Design Build Operate)

公共が調達した施設整備費を活用して民間事業者が施設を整備した後、管理運営も民間事業者が行う方式。国庫補助金や地方債を活用する際には有効な方式であり、公共が施設整備費の資金調達を行うためPFIではないが、PFIに準じた方式といえる。

PI (Performance Indicator)

業務指標ともいう。水道事業におけるPIは、水道事業全般について多面的に定量化するものであり、「水道事業ガイドライン」（平成17年1月、（社）日本水道協会）の規格の中心となっている。水道事業ガイドラインでは、137項目のPIとともに、その定義や算出方法等について定められている。PIを活用することにより、水道事業者が自らの事業の実態の経年的な変化や他の水道との違いを客観的に把握することが可能となり、サービス水準の向上、事業の効率化、運営基盤の強化といった事業改善の方向性を見定めることが可能となる。

PFI (Private Finance Initiative)

民間の資金、経営能力及び技術能力を活用して公共施設等の建設、維持管理、運営等を行う手法のこと。

民間の資金、経営能力、技術的能力を活用することにより、国や地方自治体等が直接実施するよりも効率的かつ効果的に公共サービスを提供する、つまり租税（＝財政負担）の対価として最も価値あるサービスを提供するというValue For Money（VFM）という概念が判断基準の一つであり、VFMが実現されると認められる事業が対象となる。

1992年に英国で導入された手法であり、我が国においては平成11年7月に「民間資金等の活用による公用施設等の促進に関する法律」（通称：PFI法）が制定されるとともに、平成12年3月にPFIの理念とその実現のための方法を示す「基本方針」が民間資金等活用事業推進委員会（PFI推進委員会）の議を経て、内閣総理大臣によって策定された。

PFI法（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律）

平成11年7月に制定された我が国においてPFIを実施する上で基本となる法律（平成11年9月施行）。

民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用した公共施設等の建設、維持管理及び運営（これらに関する企画を含む。）の促進を図るための措置を講ずることにより、効率的かつ効果的に社会資本を整備し、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的としており（PFI法第1条）、理念、手続、財政上の支援措置、規制緩和の促進等を定めている。

平成13年12月には一部改正が行われ、公共施設等の管理者等に衆参両院議長、最高裁

長官、会計検査院院長が加えられる（PFI法第2条）と共に、PFI事業者に対する行政財産の貸付が認められることとなった（PFI法第11条の2）。

BOO (Build Operate Own)

事業方式の一つであり、民間事業者が施設を建設し、維持管理及び運営を行うが、公共への所有権は移転せず、民間事業者自身が所有する方式。

BOT (Build Operate Transfer)

事業方式の一つであり、民間事業者（ジョイント・ベンチャーを含む）などのプロジェクト事業主体が施設を建設し、維持管理及び運営を行い、一定の事業期間終了後に公共に施設所有権を移転する方式。

BTO (Build Transfer Operate)

事業方式の一つであり、民間事業者（ジョイント・ベンチャーを含む）などのプロジェクト事業主体が施設を建設し、施設完成後に公共に所有権を移転した上で、民間事業者が維持管理及び運営を行う方式。

プロジェクトファイナンス

あるプロジェクトの資金調達において、返済原資をその事業から生み出されるキャッシュフローのみに依存するファイナンスのこと。また、担保は当該事業に関連する資産（含む契約上の権利）に限定し、プロジェクトを行う親会社の保証、担保提供等は原則としてない。

プロジェクトファイナンスの機能の一つは、従来、事業主が全面的に負っていた事業に関する様々なリスクを、金融機関を含めた複数の関係者のうち最もリスクコントロールできる者が分担することでリスクの分散が可能になるところにある。

ライフサイクルコスト

プロジェクトの誕生から終了まで、つまり、計画、施設の設計、建設に始まり維持管理、運営、事業終了までのトータルに渡り必要なコストのこと。

参考資料 6 参考文献等

水道事業者等において連携形態に関する検討を行うに当たり、参考となる文献等を示す。

- 「地域水道ビジョンの作成について」（平成 17 年 10 月 17 日付け厚生労働省健康局水道課長通知）

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/topics/chiiki.html>

- 第三者委託実施の手引き（平成 19 年 11 月、厚生労働省健康局水道課）

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/hourei/jimuren/h19/191108-2.html>

- 水道事業における P F I 導入検討の手引き（平成 19 年 11 月、厚生労働省健康局水道課）

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/hourei/jimuren/h19/191108-1.html>

- 水道事業における民間的経営手法の導入に関する調査研究報告書（平成 18 年 3 月、（社）日本水道協会）

http://www.jwwa.or.jp/houkokusyo/pdf/suidoujigyou/suidoujigyou_repot.pdf

- 水道事業における総合評価導入に関する手引き（平成 19 年 10 月、（社）日本水道協会）

http://www.jwwa.or.jp/houkokusyo/pdf/suidoujigyou2007/sougouhyouka_report.pdf

- 水道事業における業務委託の手引き（第一次案）（平成 20 年 1 月、（社）日本水道協会）

- 水道事業ガイドライン JWWA Q100（平成 17 年 1 月、（社）日本水道協会）

- 水道事業ガイドライン業務指標（PI）算定結果について（（財）水道技術研究センター）

<http://www.jwrc-net.or.jp/>

○各種PFIガイドライン（内閣府）

- ・「PFI事業実施プロセスに関するガイドライン」
- ・「PFI事業におけるリスク分担等に関するガイドライン」
- ・「VFM（Value For Money）に関するガイドライン」
- ・「契約に関するガイドライン—PFI事業契約における留意事項について—」
- ・「モニタリングに関するガイドライン」
- ・「PFI事業導入の手引き」

<http://www8.cao.go.jp/pfi/>

**○性能発注の考え方に基づく民間委託のためのガイドライン（平成13年4月、国土交通省
都市・地域整備局下水道部）**

<http://www.mlit.go.jp/crd/city/sewerage/info/tosikeikaku/minkan010423.html>